

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

462

14/12/15

毎月2回1日、15日発行

1996年4月23日

第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

核兵器の人的
影響に関する
ウィーン会議

法的枠組みへ流動化起こらず

2015年へ市民社会の 説得力を高めたい

2014年12月8～9日、オーストリアのウィーンにおいて、「核兵器の人的影響に関するウィーン会議」が開催された。13年3月のオスロ（ノルウェー）、14年2月のナヤリット（メキシコ）に続き、核兵器使用がもたらす人道的結果の甚大さへの認識が共有され、人道的救援は困難であり、危険性の回避には核兵器廃絶が必要との認識も改めて示された。しかし、核兵器禁止のための法的枠組みに関する議論は、会議の主題ではない。市民社会の粘り強い取り組みが引き続き求められる。

ウィーン会議の概要

ウィーン会議には、過去最多の158か国政府、国連、赤十字国際委員会などの国際機関及びNGOが参加した。6～7日には、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）による「市民社会フォーラム」が開催され、70か国から600人を超える活動家が、会議の前向きな雰囲気作りを行った。

核兵器国からは米英が初参加し、またNPT（核不拡散条約）の枠外の核保有国としてはインドとパキスタンが参加した。米国は11月7日、英国は12月4日に、それぞれウィーン会議への参加を表明した。核兵器国の参加という点に限っていえば、米英の参加は歓迎すべきものであり、主催国オーストリアによる事前交渉や、議題の設定の仕方などの成果である。

会議では、米英はともに、自国は核軍縮・不拡散に熱心に取り組んでおり、核兵器のない世界を目指すとして述べ、そしてそのための唯一の方法は、「ステップ・バイ・ステップ」のアプローチである、と主張した。いずれも、これまで繰り返している主張と変わらない。一方で、核兵器使用による壊滅的な人道的結果について様々な議論がなされていることを理解するとの立場を示した。

また、佐野利男ジュネーブ日本政府代表部大使は、8日の第3セッションにおいて、「オスロ会議（及びナヤリット会議）の議長要約に含まれる事実認定は、緊急対応能力について少し悲観的である」とし、核爆発後の人道的援助を「前向きに捉え」て検討すべきであるとの発言を行った。この発言は、「核兵器爆発の危険性を回避するための唯一の保証は核兵器の完全廃棄にほかならない」（ウィーン会議「会議報告及び討議結果の概要」。以下、「会議概要」。2ページ・資料1に全訳）という、非人道性会議のこれまでの一つの到達点を根底

今号の内容

ウィーン会議が問うもの

<資料1>会議概要（全訳）

<資料2>オーストリアの誓約（全訳）

第69回国連総会 第3報

主要な核軍縮関連決議の特徴

<資料1>NAC決議（抜粋訳）

<資料2>日本決議（抜粋訳）

[連載]いま語る-61

柳澤協二さん（元内閣官房副長官補）

1月1日号は休みます。次号は1月15日号です。

から覆しかねないものである。決して看過できる発言ではない。

「会議概要」と「オーストリアの誓約」

14年2月のナヤリット会議では、議長要約¹において核兵器禁止のための法的枠組みの必要性に言及された。しかしその後、今春のNPT準備委員会や、秋の国連総会第1委員会を経てもなお、法的枠組みに関する具体的な議論や交渉開始を主導する政府は登場していない。

「リーチング・クリティカル・ウィル」のウィーン会議報告²によれば、参加国のうち29か国が、法的枠組みの交渉を呼びかけた。閉幕セッションで発表された「会議概要」は、NPT第6条の要請である、核兵器廃絶へ向けた効果的措置としての、核兵器禁止の新たな法的枠組みの交渉を開始することへの支持を表明した参加諸国の発言を紹介した。一方で、米英が述べた「ステップ・バイ・ステップ」アプローチが最も効果的であるという発言にも言及した。

「会議概要」は、ウィーン会議は「事実情報に基づいた議論を基盤としたものであり」、「核兵器爆発に対する人道的対処の困難さが強調された」、「核兵器爆発の影響は(中略)人類の生存さえ脅かしうる」とした。ここに、会議の趣旨と結論が述べられている。その上で、核軍縮の進め方について、法的枠組みを求める諸国及び、核兵器国の主張を

併記した。

一方で、オーストリアは、議長国という立場から離れて、熱心に取り組んできた一国家として、「オーストリアの誓約」(4ページ・資料2に全訳)を発表した。核軍縮に関するあらゆる議論、義務、誓約について、来年のNPT再検討会議やあらゆる議論の場において提示していくことを「自国の責任」とみなすと誓約した。「誓約」は、「すべてのNPT加盟国に対し、第6条に基づく既存の義務を早期かつ完全に履行」し、「核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求する」よう求めた。この内容は、ウィーン会議を開催する前に国連第1委員会において「新アジェンダ連合の提案を支持する」という形ですでに表明していたものである³。

NPT再検討会議とその先に向け、核兵器禁止の法的枠組みの交渉に関する具体的提案を行う有志国が現れるかが鍵となる。しかし、その兆しは見えない。市民社会の要請の説得力を高めることにより、NPT再検討会議に流動化を起こす状況を作り出せるかどうか、いま切実に問われている。(塚田晋一郎)M

注

- 1 本誌第443-4号(14年3月15日)に全訳。
- 2 www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/hinw/vienna-2014/report
- 3 本誌第460号(14年11月15日)梅林宏道論文。

【資料1】核兵器の人道上的影響に関するウィーン会議 会議報告及び討議結果の概要(全訳) 2014年12月8～9日

(文責はオーストリア政府)

「核兵器の人道上の結末に関するウィーン会議」は2014年12月8～9日に開催された。会議においては、人間の健康、環境、農業、食糧安全保障、移住、経済に及ぼす影響を含め、核兵器使用がもたらす人道上の結末についての議論がなされた。また、許可あるいは無許可での核兵器使用の危険性や可能性、国際的な対応能力、適用可能な規範的枠組みについても議論がなされた。

会議には、158か国の政府代表、国連、赤十字国際委員会(ICRC)、赤十字・赤新月運動、市民社会の諸団体、アカデミアが参加した。

会議には、国連事務総長やローマ法王からメッセージが送られた。ICRC総裁も参加者を前に演説を行った。被爆者、すなわち広島・長崎の核爆発を生

き延びた人々や、核実験の被害を受けた人々も列席し、自らの体験を証言した。それらの人々の参加と貢献は、核兵器が一般民間人にもたらした筆舌に尽くしがたい惨禍を例証するものであった。

ウィーン会議は、オスロとナヤリットでそれぞれ開催された過去2回の「核兵器の人道上の影響に関する国際会議」で示された事実情報に基づいた議論を基盤としたものであり、核兵器がもたらす結末や現実的な危険性に対する理解をいっそう深めることに寄与した。また、それらの議論においては、人口密集地域における核兵器爆発に対する人道的対処の困難さが強調された。さらに会議は、国際規範や核兵器の人道上の影響についての「俯瞰図」を示した。各セッションにおける主たる結論は以下の通りである。

●核兵器爆発の影響は、その原因の如何にかかわらず、国境で制御し得ず、地域的、ひいては地球規模の結末を生じうるものである。それは破壊、死、強制移動、さらには環境、気候、人間の健康や福祉、社会経済的な発展、社会秩

序に対する深刻かつ長期にわたる被害をもたらす、人類の生存さえ脅かしうる。

●核兵器爆発がもたらす人道上の影響の範囲、規模、相互関係は壊滅的なものであり、それは一般的に理解されているものよりも複雑である。これらの結末は大規模であり、不可逆的なものになりうる。

●核兵器の使用や実験は、それらの兵器が短・中・長期的にもたらす破壊的な影響を証明してきた。地球上の各所で行われた核実験は、健康や環境面での重大な結末という負の遺産をもたらした。これらの実験による放射能汚染は女性や子どもに偏った影響を与えている。食糧供給を汚染し、今日でも引き続き大気中において計測されている。

●核兵器が存在する限り、核兵器爆発の可能性が消えることはない。たとえ可能性は低いとみられるとしても、核兵器爆発のもたらす壊滅的結末を考えれば、危険性は容認しがたいものである。人的ミスやサイバー攻撃に対す

る核指揮統制ネットワークの脆弱性、高い警戒態勢に維持されている保有核兵器、前進配備、核兵器の近代化といった現状をもってすれば、事故、間違い、不認可あるいは故意の核兵器使用の危険性があることは明白である。こうした危険性は時が経つほどに増大している。テロリスト集団などの非国家主体が核兵器やその関連物質を入手する危険性は今も続いている。

●国際的な対立や緊張関係の激化、そして核兵器保有国における現在の安全保障ドクトリンを鑑みれば、核兵器が使用されうる多くの状況があると考えられる。核抑止は核戦争の準備を必然的に伴うものであり、よって核兵器使用の危険性は現実味を帯びている。警戒態勢の解除や安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割低減といった危険性を低減するための手段を今こそ講じなければならない。核兵器の役割を抑止に限定したとしても使用の可能性を除外したことにはならず、偶発的使用の危険性の問題も残されたままである。核兵器爆発の危険性を回避するための唯一の保証は核兵器の完全廃棄にほかならない。

●いかなる国家あるいは国際機関であろうとも、人口密集地域における核兵器爆発がもたらす短期的な人道的緊急事態ないし長期的な結末に対して十分な対処を講じることは不可能であり、そのような能力はおそらく存在し得ない。とはいえ、準備体制をコーディネートしておくことは、簡易的な核装置の爆発といったテロ行為などによる影響を軽減することにおいては有益であるかもしれない。核兵器使用の人道上的結末を起させない唯一の保証として、予防が必須であることが強調された。

●さまざまな法的側面から核兵器の問題を見れば、保有、移転、製造、使用を普遍的に禁止する包括的な法的規範が存在しないことは明らかである。国際環境法は核兵器に対する制限を明示したものではないが、武力紛争時においても適用可能であり、核兵器に適用できると考えられる。同様に、国際保健規則においても核兵器の影響がその範囲に含まれるだろう。国際人道法に照らしてこれらの兵器の使用が可能か否かについては、核兵器の人道上的影響をめぐって過去2年に出されてきた新たな証拠により、さらなる疑問が突きつけられている。人間性を打ちのめし、今となっては誰にとっても受け入れがたいものである拷問のケースと同じく、核兵器使用による惨

禍は法的問題に留まらず、道徳的観点からの評価を必要とするものである。

●核兵器爆発が起こった際の壊滅的な結末、そして核兵器の存在そのものに内在する危険性は、法的な議論や解釈のレベルを超えて、倫理面及び道徳面での重大な疑義を生じさせている。

一般の見解及び政策面での反応

各国政府、国際組織、国連機関、赤十字・赤新月運動、市民社会の代表は、核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上的結末に対する深い懸念を想起した。参加者は、「核兵器の人道上的影響に関するウィーン会議」の開催に歓迎の意を示した。参加者は、若者に対する教育や意識喚起という点でも、核兵器使用や実験の生存者が証言を行ったことに謝意を示した。政府代表の多くが、核軍縮の前進が限定的であることに懸念を表明するとともに、人道的観点点がもはや無視すべきものでなく、あらゆる核軍縮議論の中心に据えられるべきであるとの見解を強調した。各国は、核兵器保有の数か国を含む、広範囲の参加があったことを歓迎した。各国は、ここでの議論が2010年NPT再検討会議で合意された行動計画やそれ以前の約束の履行に向けて、また、2015年NPT再検討会議が核軍縮努力の前進につながるような成果を達成することに向けて貢献するとの見方を示した。また各国は、国際的な核軍縮・不拡散体制における重要な要素として、包括的核実験禁止条約の発効の重要性をあらためて強調した。

多くの政府代表は、いくつかの国の軍事ドクトリンが核兵器使用の正当化や運用計画を明らかにしていることに懸念を示した。

核兵器の人道上的影響に関するこれまでの討議において、核兵器の受け入れがたい危険性とならんで、その危険性が一般的な理解よりも高く、また、時とともに増大していることが判明したことに政府代表の多くが留意した。民間人保護は国家の基本的義務であり、特別の配慮が必要である。政府代表の多くは、人類の生存そのものに対する利益として、いかなる場合でも核兵器が二度と使用されるべきでないことを強調した。

多くの政府代表は、核兵器の存在と使用の可能性、そしてそこから生じる受け入れがたい結末が、重大な道徳的、倫理的問題を呈しているとの見解を示した。

持続可能な開発への取り組みという観点から、核兵器に財源が振り当てられていることへの懸念が表明された。

多くの政府代表からは、核兵器使用の可能性やその破壊的な人道上的結末を含めて核兵器がもたらす危険性に対する認識の拡大により、核軍縮の達成に向けた効果的な措置をすべての国家が追求することへの切迫した必要性が強調されてきたとの見解が示された。

各国政府は、核軍縮の諸課題を前進させるための手段や方法に関してさまざまな見解を述べた。核兵器のない世界に向けた前進を達成するためのさまざまな法的拘束力のある集団的アプローチについての検討がなされた。多くの政府代表は、核兵器使用を阻止する最も効果的な方法が核兵器の完全廃棄であることをあらためて確認した。

核軍縮・不拡散の前進や核兵器のない世界の達成に向けたあらゆる側面において、市民社会や研究者が行ってきた重要な貢献に対し、多くの政府代表からは謝意が示された。こうした目的を追求する上では、多国間かつ包摂的なアプローチが不可欠であることを多くの政府代表が強調した。

大多数の政府代表が、核兵器の最終的な廃絶は、核兵器禁止条約を含む、合意された法的枠組みにおいて追求されるべきであることを強調した。

いくつかの政府代表が、ステップ・バイ・ステップのアプローチこそ核軍縮を達成するための最も効果的かつ具体的方法であると主張した。これらの政府代表は、とりわけCTBT発効や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約に言及した。また、これらの政府代表は、核兵器や核軍縮に関する議論においてはグローバルな安全保障環境が考慮されるべきであると述べた。これに関連して、これらの国々は、さまざまな一国、二国間、複数国間、多国間の「積み上げブロック」が、核兵器のない世界を支える上で短・中期的に実行可能であるという提案を行った。

多くの政府代表は、すべてにわたる安全保障の必要性が強調され、核兵器の完全廃棄と禁止を通じることがそれを保証する唯一の方法であることを主張した。これらの国々は、NPTが求めていることと同様に、核軍縮のための効果的な措置で構成される、核兵

器を禁止する新たな法的文書を交渉することに賛意を示した。

NPT第6条が述べる通り、核軍縮に向けた効果的な諸措置を追求することはすべての加盟国に課された義務であり、各国がそのような措置を誠実に追求する上で今すぐに講じることができる実際の措置が存在するとの認識が示された。

ある特定の措置に関して前進を図ることができないからと言って、それを核兵器のない世界の達成と維持のための他の効果的な諸措置に関する交渉を誠実に行わないことの口実には

ならないとの見解がいくつかの国から示された。そのような諸措置は、非核兵器地帯が例であるように、これまで地域的な文脈で極めて効果的に実施されてきた。

ウィーン会議の参加者は、2015年が広島及び長崎における核兵器使用の70周年であり、これに関連して核軍縮の要求がより明確で強固なものになってきていることを認識していた。核兵器がもたらす危険性とその結末に対する懸念の広がりを、核兵器のない世界の達成に向けた協働の措置へと移行させていくためには、国家、赤十字運動、国際機関、議員、市民社会と

の協力関係の維持が不可欠であるとの見解が各国から示された。

NPT加盟の圧倒的多数の国々は、来る2015年NPT再検討会議において「核兵器の人道上的影響に関する会議」の成果を含めたすべての関連した進展が考慮されるべきであり、核兵器のない世界の達成と維持に向けた次なる措置を決定すべきことであることに期待感を示した。

(長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)暫定訳に、ピースデボが一部修正した。)

【資料2】オーストリアの誓約(全訳)

2014年12月8～9日に開催された「核兵器の人道上的影響に関するウィーン会議」の主催国及び議長国として、また、オスロ、ナヤリット、ウィーンの3回の国際会議で示された重要な事実情報ならびに討議結果に照らして、オーストリアは、先ほど読み上げた概要に加えて以下を述べるものとする。これはオーストリアの立場の単なる表明であり、他の参加者を拘束するものではない。会議が示した証拠を慎重に検討した結果、オーストリアは次のような避けがたい結論に達し、NPT及び来る2015年再検討会議の文脈を含めた可能な議論の場において、関心ある国々とともにこれらを推進するべく、後述の通り誓約を行うこととする。

核兵器爆発ならびに核実験の被害者が経験した受け入れ難い惨害を忘れず、それらの被害者の権利や要求への対応が未だ十分になされていないことを認識し、

核兵器爆発によってもたらされる短・中・長期的結末が、従来の認識よりもはるかに甚大であること、また、国境での封じ込めが不可能であり、地域的、ひいては地球規模の影響をもたらす、人類の生存さえ脅かすものであることを認識し、

体系的かつ不可逆的であるところの健康、環境、インフラ、食糧安全保障、気候、開発、社会の結びつき、グローバル経済に対する核兵器爆発の結末は、複雑であり、相互に関連していることを認識し、

核兵器爆発の危険性が従来の想定よりもはるかに甚大であること、また、さらなる拡散、核兵器能力に対する技

術的しきいの低下、核保有国における保有核兵器の近代化の現状、保有国の核ドクトリンにおける核兵器への役割付与にともない、そうした危険性が増大していることを認識し、

受け入れがたい結末をともなう核兵器使用の危険性は、すべての核兵器の廃絶によってのみ回避できるという事実を理解し、

核兵器爆発の結末及び核兵器関連の危険性は人類すべての安全保障にとっての懸案であり、すべての国家が核兵器の使用を防止する責務を共有していることを強調し、

核兵器爆発のもたらす結末やその危険性は、核兵器の合法性をめぐる議論を超えて、重大な道義的、倫理的問題を呈していることを強調し、

人口密集地域における核兵器爆発がもたらす人的被害及び人道上的惨禍に十分な対処ができる国内・国際的な対応能力は存在せず、そのような能力は今後も存在し得ないであろうことに留意し、

核兵器が、いかなる状況下においても、二度と使用されないことに人類の生存がかかっていることを強調し、

「核兵器のない世界」という共通目標の前進に向け、国際組織、関連国連機関、赤十字・赤新月運動、議員や自治体首長、アカデミア、市民社会が担っている決定的な役割についてあらためて強調し、

オスロとナヤリットでの会議の成果を踏まえ、ウィーン会議が行った事実情報を基にした議論、そこでの討議結果、説得力のある証拠は、核軍縮に関するあらゆる議論、義務、誓約の中心

に据えられるべきものであることから、オーストリアは、2015年NPT再検討会議や国連の枠組みをはじめとした関係するすべての議論の場において、これらを提示していくことを自国の責任とみなし、誓約するものとする。

オーストリアは、すべてにとつての人間の安全保障という要請にしたがい、核兵器がもたらす危険から民間人を保護することを推進してゆくことを誓約する。

オーストリアは、すべてのNPT加盟国に対し、第6条に基づく既存の義務を早期かつ完全に履行するとの自国の誓約を一新するよう求める。そしてそのために、核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求するよう求める。また、オーストリアは、こうした目標の実現に向けて、あらゆる関係者と協力してゆくことを誓約する。

オーストリアは、核兵器保有国に対し、核兵器の運用体制の緩和、配備から非配備への移行、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割低減、すべての種類の核兵器の早急な削減を含む、核兵器爆発の危険性低下に向けた具体的な中間的措置を講じるよう求める。

受け入れがたい人道上的影響及び関連した危険性の観点から、核兵器を忌むべきものとし、禁止し、廃絶する努力において、オーストリアはすべての関係者、各国政府、国際機関、国際赤十字・赤新月運動、議員、そして市民社会と協力していくことを誓約する。

(長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)暫定訳に、ピースデボが一部修正した。)

NAC決議に期待、 日本決議は進展なし

2014年12月2日、第69回国連総会本会議は、軍縮及び安全保障関連の63の決議を採択し、終了した。ここでは、新アジェンダ連合(NAC)決議、日本決議、そして核軍縮国連ハイレベル会議(HLM)に関わる非同盟運動(NAM)決議を取り上げ、核軍縮に関わる国連における議論を紹介する。

地道に支持を広げるNAC決議

NAC決議(A/RES/69/37)(6ページ・資料1に抜粋)は、賛成169、反対7、棄権5の投票で採択された。同決議案に対するP5の投票行動は、中国は棄権、米、ロ、英、仏は反対であった。他に反対したのはインド、イスラエル、北朝鮮である。5年間の推移をみると、賛成は169～175の範囲にあり、核兵器保有国だけが反対している状況が作り出されている。

同決議は、毎年、主文の冒頭(主文第1節)で「NPTの各条項は、加盟国をいかなる時も、いかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は、条約下の義務に対する厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返し強調する」とし、核兵器国による「核軍縮誓約の履行の加速」を徹底して求めている。

今年の決議案の最大の特徴は、主文において、「国連総会決議1(I)及びNPT第6条の精神と目的にしたがい、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉を遅滞なく誠実に追求するよう要請する」とした上で、「その目的のために、第6条が描き、要求している効果的な措置を詳細に検討するための諸オプションを、2015年再検討会議において探求することを加盟国に要請する。」(15節)と新たな文言を加えている点である。この前提には、14年春のNPT第3回準備委員会にNACが提出した、NPT6条に関する作業文書¹がある。同文書で、NACは、核兵器禁止の法的枠組みに関する4つのオプションを提示し、各国に更なる検討を求めている。第15節に加えられた一文は、NAC作業文書で提示した案などにつき詳細に検討することが、NPT第6条の核軍縮義務を履行するための「効果的な措置」の少なくとも一つになるとの考え方があり、これは、NPTの各条項に沿った問題提起になっていることで、核兵器国も含めて提案を全面的に拒むことは難しい。

また主文12節は、核兵器国が、2010年NPT最終文書の行動計画の行動5の履行に関する情報として2014年4月のNPT再検討会議第3回準備委員会に提出した報告書は不十分なものであ

り、それを補完するよう要請している。

米英仏が共同で発表した投票理由説明²は、まず2010年NPT行動計画にあるような多くの要素については合意するが、NPTの三本柱をバランスよく取り上げておらず、極端に核軍縮問題に集中しすぎているとする。また核軍縮へのステップ・バイ・ステップアプローチの概念が全く登場しないことなどをあげている。更にNPT上の核兵器国だけではなく、全ての核武装国がより安全な世界のための行動を取るべきであるとした。

共同提案国は増えているが、 意義が薄いままの日本決議

日本が94年から主導している決議「核兵器全面廃棄へ向けた団結した行動」(A/RES/69/52)(7ページ・資料2に抜粋)は、米国を含め歴代最多の116の共同提案国により提出され、賛成170、反対1、棄権14で採択された。反対は北朝鮮、棄権はロシア、中国、ブラジルなどを含んでいる。米英仏は賛成している。5年間の推移を見ると反対と棄権は固定されており、賛成数はやや頭打ちといえる。

今年の決議も昨年に続き、主文18節で、北朝鮮に対し「今後いかなる核実験も行わず」、「6か国協議の9.19共同声明における誓約、及び関連する安保理決議に基づく諸義務を完全に遵守するよう」求めた。一昨年までは、前文において北朝鮮に言及しているが、昨年からは主文に関連要求を含めている。01年以来賛成を続けてきたロシアが、昨年同様に棄権した理由は、この項目にあると考えられる。

内容的には、主要な会合の開催などの事実がアップデートされた以外に新たな記述はない。2010年NPT再検討会議の行動勧告において重要な「核兵器禁止条約等の交渉」や「中東非核・非大量破壊兵器地帯会議の開催」にも全く触れていない。主文16節で、「適切な地域にさらなる非核兵器地帯を設立することを奨励」しているものの、自らが当事者である北東アジアに関しては相変わらず何も盛り込まれていない。本決議

が、核兵器のない世界へ向けた国際的議論に勢いをつけていく要素は何も見えないままである。

前進なかったハイレベル会議フォローアップ決議

この他、NAMにより提出された決議「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合フォローアップ」(A/RES/69/58)は、賛成139、反対24、棄権19で採択された。決議は冒頭で、「9月26日のHLMの開催を歓迎し、「核兵器の完全廃棄という目標の前進に向けたその貢献を認識」と述べた。さらに、「核軍縮と核兵器の完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないための唯一の絶対的保証であることを確信」とした。続いて、主文においては、HLMを継承する措置として次の3つを盛り込んだ。

- ①「核兵器に関する包括的条約への広範な支持が示されたことに賛同の意」を表し、CDにおける早期交渉を求める(3節、4節)。
- ②「18年までに、国連ハイレベル国際会議を開催し、核軍縮の進捗について検討する」(5節)。
- ③「9月26日の「核兵器完全廃棄のための国際

デー」の促進を歓迎し(7節)、国連を含む各界に向けて「あらゆる手段の教育活動や世論喚起活動を通じて、国際デーを記念し推進するよう求める」(10節)。

日本と韓国は棄権し、5核兵器国で賛成は中国のみで、他4か国は反対した。同決議をめぐる議論は昨年と全く同じ構図³で行われ、建設的な前進はなかった。

核保有国の核兵器廃絶への非協力的な姿勢は依然として変わらず、具体的に核軍縮を推進する新たな議論の枠組みが形成される見通しはついていない。そうした中では、NAC決議に示されている、あくまでもNPT6条の精神と目的に着目し、2015年NPT再検討会議において、6条が求める効果的な措置に付き、禁止の法的枠組みに関する諸オプションを探求するという議論に期待がかかる。NAC決議には、総会において169か国が賛同していることを考えると、核兵器禁止の法的枠組みの達成のために、2015年NPT再検討会議における議論が、NACの主張する「法的枠組み」を含まざるを得ないものになり、そのような議論の継続の場を確保することが期待される。「核兵器の不使用声明」に2年続けて賛同した日本が、核兵器に依存しない安全保障政策の選択を通じて核廃絶に主導的役割を果たしていくことが一層求められている。(湯浅一郎) 

【表】主な国連決議に関する投票結果の5年間の推移

年	日本決議				NAC決議				マレーシア決議			
	賛成	反対	棄権	欠席	賛成	反対	棄権	欠席	賛成	反対	棄権	欠席
2014	170	1	14	8	169	7	5	12	134	23	23	13
2013	169	1	14	9	171	7	5	10	133	24	25	11
2012	174	1	13	5	175	6	5	7	135	22	26	10
2011	169	1	11	12	169	6	6	12	130	26	23	14
2010	173	1	11	7	173	5	5	9	133	28	23	8

注：国連加盟国は、2010年は192か国であるが、2011年に南スーダンが加わり現在193か国。

注

1 本誌第451号(14年7月1日)に抜粋訳と解説。

2 各決議の投票説明は以下のサイトで閲覧できる。

www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2014/resolutions

3 本誌第437号(13年12月1日)に関連記事。

【資料1】第69回国連総会：新アジェンダ連合(NAC)決議「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」(抜粋訳)

2014年10月16日提出
A/C.1/69/L.12/Rev.1

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ共同提出決議

総会は、
1946年1月24日の決議1(I)、2012年12月3日の決議67/34、2013年12月5日の決議68/39を想起し、
(中略)

条約の強化やその完全履行と普遍性の達成に向けて前進することに貢献するとともに、1995年、2000年、2010年の再検討会議においてなされ

た誓約や合意された行動計画の履行を監視するべく、2015年再検討会議が成功裏に行われることの重要性を強調し、

1. NPTの各条項は加盟国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は条約下の義務に対する厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返し強調する。また、すべての加盟国に対し、1995年、2000年、2010年の再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に遵守するよう求める。

2. 2010年再検討会議において、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすことに対する深刻な懸念が表明されたこと、ま

た、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性が再確認されたことを繰り返し強調する。

3. 2015年再検討会議が、その決定及び後継行動において、核軍縮の必要性をさらに下支えする人道的規範を十分に重視し、また、そうした規範に照らして、核兵器のない世界を達成し維持することの緊急性を十分に重視するよう求める。

4. すべてのNPT加盟国が条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年NPT再検討会議の最終文書^{*}が合意した実際の措置が引き続き有効であると再確認されていることを想起し、核軍縮につながる措置

に関する具体的な前進の加速を核兵器国が誓約していることを想起し、核兵器国が自国の誓約の実施を加速させるためにあらゆる措置をとることを求める。

5. 配備・非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じたものを含め、削減し究極的に廃棄するためのいっそうの努力を行うとの誓約を果たすよう核兵器国に求める。
6. 2010年NPT再検討会議が、核兵器国による核兵器の開発及び質的改良の制限ならびに先端的な新型核兵器の開発中止に対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調し、この点に関して措置を講じよう核兵器国に求める。
7. すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画にしたがい、それぞれの国でもはや軍事的に不要と判断されたすべての核分裂性物質を不可逆的に撤去するためのさらなる措置を講じることを奨励する。また、国際原子力機関(IAEA)の文脈で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めを前進させることを支援し、よってそのような物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画外に置かれることを確実にするよう求める。
8. すべてのNPT加盟国が、1995年再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて取り組むことを求めるとともに、2010年再検討会議において1995年決議の完全履行につながる過程における具体的措置が支持されたことを認識する。また、現在までに払われた諸努力に留意しつつも、これらの措置が不履行であることに深刻な

懸念を表明する。

9. 核軍縮及び核不拡散の達成におけるNPTの基盤的役割を強調するとともに、すべての加盟国がNPT普遍化に向けたいかなる努力も惜しまないことを求める。またこれに関連して、インド、イスラエル、パキスタンに対し、即時かつ無条件に、非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核施設をIAEA保障措置下に置くことを求める。
10. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的な方法で朝鮮半島の非核化を達成することをめざし、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を約束した2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を果たし、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置合意*を遵守するよう要請するとともに、6か国協議への確固たる支持を再確認する。
11. すべての加盟国が、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している国際的な軍縮機関の内部における障害を乗り越えるために協働し、2010年再検討会議の行動計画の中でジュネーブ軍縮会議(CD)に言及した3つの具体的な勧告を速やかに履行するよう要請する。また、今一度ジュネーブ軍縮会議に対し、多国間交渉を通じたものを含め、核軍縮の課題を前進させるための実質的作業を遅滞なく開始するよう要請する。
12. 核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画の行動5に明記された約束事項の履行に関する具体的かつ詳細な情報をもって、2015年再検討会議第3回準備委員会に提出した報告書を補完することを要請する。
13. 核兵器国が、標準化された精緻な

報告様式を通じたものを含め、加盟国が進捗状況を定期的に監視できるように形で、自国の核軍縮誓約を質的にも量的にも履行することを要請する。これは、核兵器国間のみならず核兵器国と非核兵器国との間の信用性、信頼性を向上させ、持続可能な核軍縮に貢献するものとなる。

14. すべてのNPT加盟国が、2010年再検討会議行動計画におけるあらゆる要素を遅滞なく履行し、よって条約のすべての柱にわたって前進を図ることを求める。
15. 加盟国に対し、国連総会決議1(1)及びNPT第6条の精神と目的にしたがい、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉を遅滞なく誠実に追求するよう要請する。また、その目的のために、第6条が描き、要求している効果的な措置を詳細に検討するための諸オプションを、2015年再検討会議において探求することを加盟国に要請する。
16. 2015年再検討会議が、1995年、2000年、2010年再検討会議でなされた誓約や合意された行動に基づく一連の追加的措置に合意し、条約の目標と目的を前進させることを求める。
17. 第70回国連総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。
(翻訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

【資料2】第69回国連総会・日本提出決議「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」(全訳)

2014年10月16日、A/C.1/69/L.36

アフガニスタン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベニン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イラク、イタリア、日本、カザフスタン、ラトビア、レソト、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スイス、トルコ、英国、米国共同提出決議

総会は、

すべての加盟国が、核兵器のない平和で安全な世界の達成をめざして、核兵器の全面的廃絶に向けたさらなる実際的かつ効果的な措置をとることの必要性を想起し、また、これに関した団結した行動をとるとの加盟国の決意を確認し、

軍縮の過程における各加盟国の努力の究極の目標が、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2013年12月5日の決議68/51を想起し、

核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上的結末をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国が、いかなる時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再

確認するとともに、核戦争を回避するためにあらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上的結末への理解が十分になされるべきであり、関連してそうした理解を増幅するための努力がなされるべきであることに留意し、

(中略)

朝鮮民主主義人民共和国が実施した核実験、弾道ミサイル技術を用いての発射行為、ならびに同国が継続している核及び弾道ミサイル開発計画を最も強い言葉をもって非難するとともに、2005年の6か国協議共同声明を履行し、2006年10月14日の国連安保理決議1718、2009年6月12日の同決議1874、2013年1月22日の同決議2087、2013年3月7日の同決議2094

を完全に遵守することの重要性を認識し、とりわけこれらの決議が同国に対しすべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、あらゆる関連活動を即時中止し、いかなる核実験の実施をも今後行わないことを要求していることに留意し、この観点から同国のウラン濃縮及びプルトニウム生産計画、ならびに軽水炉建設、さらには5メガワット黒鉛減速炉及び濃縮関連活動を含む寧辺の核施設の再調整及び再稼働に向けた動きに懸念を表明し、同国がNPTの下での核兵器国の地位を持ち得ず、いかなる状況においても核兵器の保有を認められないことを強調し、

- 1.すべてのNPT加盟国が条約の全条項に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
- 2.効果的な条約再検討プロセスの重要性を強調する。また、すべてのNPT加盟国が力をあわせることにより、2015年再検討会議において条約体制を首尾よく強化し、条約の3本柱のすべてにわたり、2010年再検討会議で合意された行動計画を前進させるよう求める。
- 3.NPTの普遍化が死活的に重要であることを再確認する。また、すべてのNPT未加盟国に対し、即時かつ無条件に非核兵器国として加盟するとともに、同条約に加盟するまでの間、同条約のすべての条項を遵守し、同条約を支持する実際的な措置をとるよう求める。
4. すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自国の保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。
- 5.核兵器国に対して、一方的、二国間、地域的あるいは多国的措置を通じて、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器の削減し、究極的に廃棄していくために、さらなる努力を講じるよう求める。
- 6.核軍縮及び不拡散のプロセスにおいて、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することの重要性を強調する。
- 7.核軍縮ならびに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通じた信頼の増進が重要であることを強調する。また、2000年再検討会議の最終文書に明記された、核軍縮につながる措置に関する具体的な前進を、国際の安定、平和、そしてすべてにとって強化され、減じない安全を促進する形で加速させるということを、2010年NPT再検討会議にお

いて核兵器国が誓約したことの重要性を強調する。

- 8.5核兵器国が、直近では2014年4月に北京で、次回は2015年初頭にロンドンで、透明性及び信頼醸成措置としての定期会合を開催したこと、ならびに、核兵器国及びその他のNPT加盟国が2015年再検討会議に向けた第3回準備委員会において報告書を提出したことを歓迎する。また、核兵器国及びその他のすべてのNPT加盟国が、2010年再検討会議で採択された行動計画の履行に関する報告を継続し、いっそう強化することを求める。
- 9.また、ロシアと米国が、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関する条約の履行に取り組んでいることを歓迎するとともに、両国に対し、保有核兵器のさらなる削減の実現に向けた後継措置の議論を引き続き行っていくことを奨励する。
- 10.包括的核実験禁止条約^{*}を未だ署名、批准していないすべての加盟国に対し、同条約の早期発効と普遍化に向けて、可能な限り早期に同条約を署名、批准するよう要請し、同条約発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することの重要性を強調し、同条約遵守を保証するために重要な貢献をなすこととみなされる検証体制の開発を継続することの重要性を再確認する。
- 11.ジュネーブ軍縮会議において、核兵器あるいは他の爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約に関する交渉を速やかに開始し、1995年3月24日のCD/1299文書及びそこに含まれる任務に基づき早期に締結するよう繰り返し要求する。また、そうした交渉が未だ開始されていないことを遺憾とし、すべての核兵器国及びNPT非加盟国に対して、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持するよう求める。
- 12.いくつかの核兵器国が既に実施している関連措置を歓迎するとともに、核兵器国に対し、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器の偶発的あるいは無許可の発射の危険性をいっそう低下させるための措置を講じるよう求める。
- 13.あらゆる軍事や安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割及び重要性をいっそう低下させるために、核兵器国が即時に取り組むことを求める。

14.核兵器国から非核兵器国が明確かつ法的拘束力のある安全の保証を受けることは核不拡散体制の強化につながるものであり、そのことに対する非核兵器国の正統な関心を認識する。

15.各核兵器国が一方的に行った宣言に留意した1995年4月11日の安保理決議984を想起し、すべての核兵器国が安全の保証に関する既存の誓約を全面的に尊重することを求める。

16.地域の関係諸国の自由意志で合意された取り決めに基づき、また国連軍縮委員会の1999年指針^{*}に従い、適切な地域にさらなる非核兵器地帯を設立することを奨励するとともに、核兵器国が、消極的安全保証を盛り込んだ関連議定書に署名、批准することによって、そのような地帯の地位に関して、また、当該条約の加盟国に対して核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという、法的拘束力のある個別の誓約を行うことができると認識する。また、これに関連して、2014年5月6日に5核兵器国が中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名したことを歓迎する。

17.中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に対する支持を再確認し、すべての中東国家の参加の下、地域の関係諸国の自由意思で合意された取り決めに基づく同地帯を設立するためのヘルシンキ会議ができるだけ早期に首尾よく開催させることを求める。

18.朝鮮民主主義人民共和国に対し、今後いかなる核実験も行わないよう、また、2005年9月19日の6か国協議共同声明における同国の誓約、ならびに関連する安保理決議に基づく諸義務を完全に遵守するよう要請する。

19.～23. (略)

24.核軍縮と不拡散の促進において市民社会が果たす建設的役割を称賛し、またいっそう奨励し、全加盟国が市民社会と協力して軍縮・不拡散教育を促進することを奨励する。これらは、とりわけ、核兵器使用の悲劇的結末に対する一般市民の意識を喚起し、核軍縮・不拡散促進のための国際的努力の気運を高めることに貢献する。

25. (略)

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。
(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA))

安倍政権の矛盾と日本の安全保障



柳澤 協二さん

元内閣官房副長官補

(写真：新外交イニシアティブ)

安倍政権の安保政策には、二つの側面があると思います。一つは、安倍さん個人の特異性、もう一つは、現在の日米同盟の在り方という時代性に起因するものです。歴代自民党政権は、憲法改正にあえて踏み込まず、憲法の範囲内で何とかこなそうとしてきました。でないと国民の支持も得られないし、憲法の制約を一応認識した上でやってきたのです。小泉さんでさえ、集団的自衛権行使は憲法改正をすべきであり、自分はしないと書いていました。それに対し、安倍さんは非常に異質なものを持っています。祖父の岸信介元総理とのつながりを意識した、復古的な色彩を持っている側面があると思います。

もう一つの側面は、日米同盟が新たな時期を迎えているというものです。背景には、私が官邸にいた頃、米国の対テロ戦争の頃からの中国の台頭があります。そういう時に、どのように日米同盟に対応していくかという、客観的な要因として出てきている側面です。抑止力というのは今どこまで機能しているのかというところから組み立て直していかなければならない時に、安倍さんの答えは、「集団的自衛権を使えば抑止力が高まって日本が平和になる」という。そこが基本的におかしいと私は考えています。

背景には、日本政治のポピュリズム化があると思います。国民の前に目に見えるターゲットを仕立て、たたかっているように見せる手法です。小泉さんは抵抗勢力とたたかう総理、民主党は官僚支配とたたかう政権、そして安倍さんは中国とたたかう総理。政治の場でまともな議論をする能力がなくなっており、国民感情を煽るポピュリズムに走っています。

もう一つの特徴は、重要なキーワードについて、明確な定義を与えないという点です。集団的自衛権は、本来は「他国を守るために武力行使をする」という、非常に明快な話ですが、それを見えづらくしています。「積極的平和主義」も、まったく定義がないわけです。言葉そのものをシンボルとして使っています。

政策の決定に関しては、当然、「これは総理の決断だ」という局面があります。私が経験したのは、イラ

ク戦争を支持するのですか？ということでした。政策決定では、官僚が自主的に政治家を動かすということでもなく、時代にあった政策というものは、政治家も官僚も、どこかで共有しており、結構スムーズにいった印象はあります。しかし安倍政権は、金融政策にしても、集団的自衛権にしても、トップダウンで押し切っているわけです。こうなると、実はこの後の処理が結構大変なんだろうと思います。色んな政策は、連立を組む公明党や、内閣法制局などの存在、そして官僚としてどこまで実現できるかという現実的な判断などを含む、政策決定サークルのコンセンサスで決められていきます。その合意がなければ、実行までいくのは困難です。

例えば靖国参拝は米国からも強い批判がありました。安倍さんを思想的にサポートするようなグループと、政策の方向性は是としつつ余計な右翼的・復古的要素は欲しくないグループ(経済界や米国など)がいるわけです。そういうところとの矛盾は今後もあるはずなんです。最後は、総理の趣味で決まることではなく、客観的な国益の観点で決まるとすると、ある意味で結果は見えている気もします。

半世紀以上戦争をしていない先進国というのは珍しい。現行憲法下の日本は、確実に、余分な戦争に巻き込まれないで済みました。そのタガを外すということは、よっぽどのリスクを覚悟しなければならない。正直、70年間戦争をしたことのない国が、今さら戦争なんかできないと思いますよ。

私は仕事をしている時は、与党幹部の根回しや、危機管理に関する総理への報告など、とにかく目の前の仕事に向き合っていました。ただ、イラク戦争は自分にとって大きな、ストレスフルな経験で、そこについては、自分で検証し直さなければという思いを持っていました。そんな折に鳩山さんの「やはり抑止力は必要」という発言が出てきました。抑止力とは何かを分析的に自分の頭で考えないがゆえに、ただ日米同盟が重要というところで思考停止しているのが自分の姿だったということに気が付きました。それは自分だけでなく日本の安全保障サークル全体に言えます。特に安倍政権を観ていればその問題点は明らかです。おかしいことはおかしいと言わなければいけないし、自分は、政策決定プロセスの中に絡む経験まで、公務員として税金で給料をもらいながらやらせていただいたわけだから、そういうものは是非残していかなければならないなという思いです。

(談。まとめ：塚田晋一郎)

やなぎさわ・きょうじ

1970年東京大学法学部卒とともに防衛庁入庁、運用局長、人事教育局長、官房長、防衛研究所長を歴任。2004～09年に小泉、安倍、福田、麻生政権のもとで内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)。現在、NPO国際地政学研究所理事長、新外交イニシアティブ理事など。近著に「亡国の安保政策」、「自分で考える集団的自衛権」、「虚像の抑止力」(共著)、「検証 官邸のイラク戦争」、「対論 普天間基地はなくせる」など。

日誌

2014.11.21~12.5

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

P5=国連安保常任理事国/SLBM=潜水艦
発射弾道ミサイル/THAAD=高高度ミサイル

- 11月21日付 米政府情報当局者、北朝鮮がSLBM発射実験を実施したと述べる。
- 11月23日 北朝鮮国防委員会、国連総会第3委員会での、人権侵害非難決議(日本人拉致含む)採択に反発する声明発表。
- 11月24日 P5+独とイラン、核交渉期限。15年6月末までの交渉期限再延長で合意。
- 11月25日 「イスラム国」、「ダーティー・ボムの保有に至った」とツイッターで表明。
- 11月25日 日英、新たな空対空ミサイルの共同研究実施で合意。
- 11月25日 アレキサンダー米第7艦隊新司令官、横須賀空母交代は来年8月との所見。
- 11月26日 韓国国会南北関係特別委、6か国協議関係国の駐韓大使を招き座談会。中国の邱大使、韓国のTHAAD配備計画に反対。
- 11月27日 松井平和首長会議会長ら、外務省を訪問。核兵器禁止条約早期実現への主導的役割を求める安倍首相宛ての要請文提出。
- 11月28日 ロシア、SLBM「ブラバ」の発射実験に成功。
- 11月28日付 ロシア紙、来年度の国防予算は前年度比33%増の約7兆8300億円と報道。
- 11月30日 フランシスコ・ローマ法王、「人類はヒロシマ、ナガサキから何も学んでいない」と述べ、核廃絶の必要性を訴える。
- 12月2日 国連総会本会議、日本提出の核廃絶決議を170か国の賛成で採択。21年連続。(本号参照)
- 12月2日 インド、中距離弾道ミサイル「アグニ4」の発射実験。
- 12月3日 東西冷戦の終結宣言から25年。
- 12月4日 英、ウィーンでの第3回「核兵器の人道的影響に関する国際会議」への出席を表明。(本号参照)
- 12月4日 プーチン・ロ大統領、年次教書演説。「鉄のカーテンは下りない」、「対欧米関係を断絶するつもりはない」と述べる。
- 12月5日 オバマ米大統領、次期国防長官にカーター前国防副長官を指名すると発表。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポ第16回総会記念講演会

安倍政権の外交・安全保障政策を問う —北東アジアで日本は何をすべきか(仮)

講演：柳澤 協二氏(元内閣官房副長官補)

2015年 2月28日(土) 16:00 ~ 18:00 (15:30開場)

川崎市国際交流センター レセプションルーム

(東急東横線・目黒線 元住吉駅 徒歩約12分)

第16回総会 同日・同会場 12:30~15:00 (開場 12:15)

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著：NPO法人ピースデポ/監修：梅林宏道

発行：緑風出版/2014年11月30日/A5判 356頁

会員価格1700円/一般価格2000円(ともに+送料)

特集 核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ

- 2013年のキーワード：核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
- 市民と自治体にできること
- 豊富な一次資料

●12月5日付 AP通信、イラン核交渉で「大幅な譲歩」をイランが約束し、オバマ米政権が議会で説明していると報じる。

沖縄

- 11月21日 衆議院解散。
- 11月22日 海上保安庁、キャンプ・シュワブ沿岸から浮桟橋やゴムボート撤去。
- 11月23日付 政府、衆院選終了まで辺野古海上作業を中断する方針固める。
- 11月25日 国内の環境、人権、平和17団体、辺野古・大浦湾沿岸の環境保全求め共同声明。ラムサール条約順守を訴える。
- 11月25日 宜野湾市与党最大会派「絆クラブ」の市議ら、山口県のある議員らと意見交換。沖縄の基地負担分散で協力確認。
- 11月26日 在日米軍、在沖米4軍の軍人・軍属対象の夜間外出・飲酒規制を12月9日より約2年ぶりに緩和。午前0時まで飲酒可能。
- 11月26日付 米保守系シンクタンク・ケイト研究所のバンドー氏、経済誌フォーブス電子版へ寄稿。在沖海兵隊「撤退を」。
- 11月27日 辺野古埋立て工法変更申請。沖縄防衛局、美謝川の水路変更取り下げ。
- 11月28日 嘉手納基地所属1等軍曹、飲酒

状態で北谷町の男性宅に侵入。現行犯逮捕。

- 11月28日 防衛局、高江ヘリパッド建設工事で新たに「安波G地区」の工事公告。
- 11月29日 翁長新県政、副知事に浦崎県議、安慶田那覇市議会議長の起用発表。2名とも外部登用の異例人事。
- 12月1日 県系3世のイゲ氏、ハワイ州知事に就任。
- 12月2日 衆院選公示。沖縄4選挙区に9人が立候補。96年の小選挙区制導入以来、最少。
- 12月3日 辺野古埋立て工事に反対するキャンプ・シュワブゲート前座り込み150日。参加者は県内外から延べ約1万8千人。
- 12月4日 辺野古埋立て工法変更不承認を求め、県庁包囲行動。約2200人が参加。退任前の承認意向を示す仲井真知事を批判。
- 12月5日 仲井真知事、辺野古埋立て工法申請3件中、仮設道路追加と中仕切り護岸新設を承認。土砂運搬方法に関しては先送り。
- 12月5日 酒気帯び運転の疑いで、米兵1人を現行犯逮捕。うるま市。

今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議
ICRC=赤十字国際委員会
NAC=新アジェンダ連合
NPT=核不拡散条約
PNND=核軍縮・不拡散議員連盟

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、古田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。：入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、丸山純一、梅林宏道